



魚津市告示第60号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による魚津市本江土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成15年5月14日

魚津市長 石川 精二



| 市町村名 | 従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「本江一丁目」を設定する区域 | | |
|------|------------------------------------|------|--|
| | 大字名 | 字名 | 地番 |
| 魚津市 | 本江 | 五反田割 | 1173の1、1179の2、1180の1、1192の1、1192の2、1193の2、1194の1、1281の2、1284の2、1284の3、1289の1、1298の2、1298の11から1298の23まで、1309の1、1320の2、1320の13、1320の15、1320の16、1327の1、1327の5 |
| | 友道 | 砂田 | 1345の5、1358の1、1359の3、1401の8 |

上記の区域内にある国有地の全部を含む。